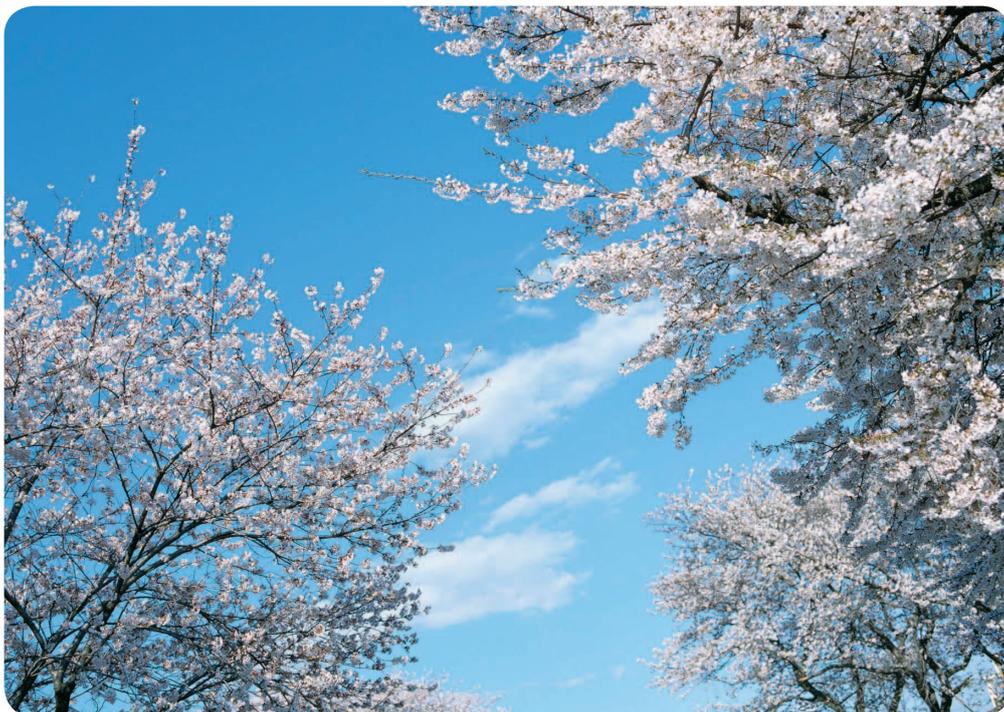


弁護士会の 多摩地区法律相談 センターニュース

No. 16
2006 / 4



「弁護士会を身近なものに」

現在は裁判員制度の導入、司法支援センターの設立、裁判所の八王子から立川への移転問題等裁判を取り巻く環境の大きな変動期にあります。

このような状況下で弁護士会としても一般市民のみなさまに法的紛争の迅速な解決のためまた紛争の未然防止のため充実した助言をすることができるようにとの思いから、法律相談担当弁護士の育成・啓蒙に取り組んだり、各種催し物や講演・各種法律相談等を実施しております。

しかし、それらもまだ十分なものとは考えておらず、弁護士会を市民の立場に立った身近な存在にするべく、さらに研鑽を続けていきたいと考えております。市民のみなさまに八王子・立川の法律相談センターをご活用頂いて率直なご意見・ご要望をお寄せ頂ければ幸いです。

平成17年度東京三弁護士会多摩地区法律相談センター
運営委員会委員長 松見日出男

発行所

東京三弁護士会多摩地区法律相談センター
〒192-0046 八王子市明神町4-1-11 多摩弁護士会館
Tel (042) 645-4540・9451 Fax (042) 645-9419
三弁護士会ホームページ <http://www.tama-b.com/>

高齢者の財産管理

遺言・相続から後見、悪徳業者対策まで 弁護士 岩倉 哲二

はじめに

2005年9月現在の総人口は、1億2765万人。このうち65歳以上の高齢者人口は2556万人、総人口の20パーセント、2050年には35.7パーセント。わが国における高齢化の進行は急速です。



1. 基本的概念「意思能力」の説明

自分の行為の結果を判断することのできる能力。法律的な効果を生じるためには、常にこの意思能力が必要。この意思能力を欠いた行為は無効です。たとえば、認知症の方の言動。しかし、当時、意思能力が無かったことを証明する必要があり、これは必ずしも容易ではありません。そこで民法は、成年後見制度他により意思能力の完全でない者の行為は常に取り消しうるとしてこれを保護しています。



2. 高齢者の財産管理

1) 高齢者の精神的な能力の減退に応じて、判断能力の補充をしてもらう成年後見制度があります。

元気なうちにできる任意後見契約と、精神的な能力が低下してから法律に基づき家庭裁判所の審判で開始される法定後見（補助、保佐、後見）があります。

法定後見は、家庭裁判所に申立をして、一定の審理を経て、補助人、保佐人、後見人というご本人の能力を補充する人をつけます。能力の不十分さの程度に応じて補助・保佐・後見となります。

被後見人が単独でした行為は、取り消すことができるなどご本人の保護が図られています。

2) 消費者契約法は、悪徳業者対策として成年後見の保護を受けていない方の被害救済をはかります。

相手方の不正な行為により誤認するなどした場合、一定の要件のもと、法律行為を取り消すことができます。

3) 精神的な能力にかかわらず、高齢化して生活能力が無くなって扶養を受けたい場合、直系血族及び兄弟姉妹間では、当然に扶養義務があり、3親等の親族間では家庭裁判所の審判があって初めて扶養義務が発生します。

4) 生前、自分の死後の財産をどのように処分するかを決めておきたい場合には遺言制度を利用します。

①公正証書遺言と自筆証書遺言の効果は同じですが、自筆証書遺言には、家庭裁判所での検認手続が必要です。

②夫婦間に子供がいない場合、長男の嫁に財産を贈りたい場合、先妻の子と後妻の子がいる場合、内縁関係者がいる場合、遺産分割協議が難航しそうな場合などに活用が考えられます。

5) 生前、子に建築資金を贈与したとき、子から扶養、療養看護を受けた場合には、相続人間の公平を期するために、寄与分、特別受益の制度により相続分の調整が図られます。

以上

労働審判制度について

弁護士 須合 勝博

1. 2004年(平成16年)4月に労働審判法が成立して、2006年(平成18年)4月1日から施行になります。これは、「労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた紛争」に関して、裁判官1名と労働関係に関する専門的な知識経験を有する者2名(労使の委員)が労働審判委員会を構成して3回の期日で調停を試み、調停による解決が出来ない場合には審判をする制度です。

労働基準監督署、都道府県労働局での民事上の個別労働紛争の相談が約16万件(前年度比13.7%増)、そして訴訟事件としては2000年に2000件を超えて、更に2003年には2433件と増加をしている現実があります。しかし、それでも労働紛争が訴訟事件に持ち込まれることは少ない現状から、これを改善して迅速、柔軟、専門的に解決できるような制度として考案されたのが労働審判制度です。

2. 労働審判手続きは原則として3回以内の期日で審理を終結することになっています。

第1回期日は申立日から40日以内に行われます。そして、3回の審理は概ね3ヶ月間で終了することが予定されています。

短期間で審理を行い終結する必要があることから、第1回期日においては事件の争点と書証の調べを行い、2回目の期日には本格的な証人調べを行い、第3回期日は調停、審判ということになります。

労働審判制度は審理の結果認められる当事者間の権利関係及び労働審判手続きの経過を踏まえて労働審判を行い、当事者間の権利関係の確認、財産上の給付だけではなく、個別労働関係民事紛争の解決をするために相当と認

める事項を定めることが出来ると規定されています。(労働審判法第20条)

従って、労働者が退職を前提として一定のまとまった金銭の支払いを受けることで紛争を解決してもよいという意向を示している場合には、退職を前提とした金銭解決を内容とする審判を出すことが出来ます。

また、例えば配転無効を争っている事件について、配転命令が有効である場合にも、配転の期間を限定したり、配転に伴う経済的不利益を緩和する措置(家族の居住地との往復の旅費の支給を命ずる審判)を講ずることも出来ます。そういう点で紛争解決に相応しい具体的な審判を専門的な判断により行うことが可能です。



しかし、対象となる事件は民事事件でなくてはなりませんので、公務員の任用関係は対象になりませんし、また複雑な事案は労働審判の対象になりません。

3. 今までは裁判に出すと時間がかかったり、柔軟な解決に限界がありましたが、労働審判制度が出来たことで、短期間に調停を含めた審判による柔軟で専門的な解決が可能になりました。

審判に対して、当事者は2週間以内に裁判所に異議を申立をすることが出来ます。異議の申立があると審判は効力を失っていますが、申立の時に遡って訴訟の提起があったと見なされますので、わざわざもう一度訴訟を提起する必要はありません。

離婚したらどうなるの？

親子の関係 ……親権の帰属と面接交渉を巡って

弁護士 高木 敦子

昨今、離婚時や離婚前別居中の夫婦が、未成年の子を巡って争う事件が増え、かつ深刻化しています。2002年の離婚件数は過去最高の28万9836件、この内、婚姻期間5年未満の小さな子を持つ夫婦の離婚が約3分の1を占めますから、今後も、親権者の指定、面接交渉の問題などの紛争は多くなっていくと思われます。

親権とはどんな権利か

親権とは、未成年の子の監護や教育・財産管理・医療・居所指定、営業の許可、懲戒等の重要な決定に関わる親の権利です。権利といっても、子の福祉と利益のために行使しなければなりません。子の福祉に反する行使をすれば、親権が喪失される場合があります。



離婚後の親権

婚姻中は両親とも親権者ですが、離婚時には一方を親権者に決めなければなりません(819条)。協議離婚や調停離婚の場合には当事者の合意で決めますが、裁判離婚の場合には、裁判所が決めることとなります。新民法下になり、1950年頃までは父が半数以上親権者でしたが、1966年に父母が逆転し、1988年には親権者は母79.2%、父16.5%という割合になりました。現在も概ねその状況が続いていますが、父親の側の親権の主張が強くなってきました。男は仕事という時代から父親も子育てに参加する時代になったためでしょうか。

裁判所が決める場合の判断の根本は、「子の福祉と子の利益」に適うのはどちらかということです。「乳幼児の場合に母親優先」「継続性」「幼い兄弟不分離」「子どもの意思尊重」という基準が従来から挙げられていますが、具体的な事例は様々であり、いろいろな事情が総合的

に判断されますので、基準は絶対的なものではありません。母親より父親の方がよく子育てしてきた、父の方が優しく子育ても上手いという場合もありますし、「継続性や現状維持の原則」が強調されすぎると子を自分の下においた方が勝ちということになりがちで、別居当初の子の奪い合いが激しくなります。

「子の意思の尊重」という点では、裁判所は15歳以上の子の意思は聞かなければなりません。15歳未満でも10歳くらいになれば子どもの意向調査もします。調査官が子どもの意向だけでなく生育状態や環境調査にあたることとなります。子どもの意向で全てではありません。なお、経済力のことを気にする方が多いのですが、主要な基準ではありません。「強い情愛のきずなど親権者に対する信頼感を基礎とする精神的に安定した家庭環境こそもっとも大事である」と裁判所は判示しています。

親権の分割

親権は法的監護権と身上監護権に分けることができます(766条)。実際には、余り行われていませんが、身上監護はできるが、財産管理や法的な判断は難しいという場合や父母の争いが激化しているときに分け合うという事で折り合いをつける場合があります。

面接交渉権とは何か、その決め方と履行確保

現在の法律には面接交渉権という言葉はありませんが、別居中や離婚後の非監護親(非親権者)に面接交渉権は認められています。今は未だ、子の面接交渉は余り行われていないようです。しかし、子の成長に非監護親との面接交渉は有益であるとの認識が広がっています。子どもの権利条約が「子どもには、親と定期的な接触を維持する権利がある」と定め、子の成長に非監護親との交流が有益であるとの米国の調査結果なども出されています。父母間で面接交渉の合意が出来ない場合

には、裁判所が判断することになりますが、裁判所では非監護親の問題性(暴力、酒乱、トラブルメーカーなど)が明らかな場合は別として、面接交渉を認めるという傾向が強くなっています。非監護親に特別の問題がないのに父母間の対立が激しく、監護親が面接交渉を拒否する場合にも、裁判所は、なお子の福祉に合致した面接の可能性を探る工夫と努力を怠ってはならないとしています。具体的に決めた面接交渉を不当に拒否した場合には、損害賠償の請求や間接強制(面会させるまで一日〇〇円支払えとの間接的手段)をすることは可能です。しかし、(特に乳幼児の場合には)監護親の協力がないと現実の面接交渉を実現することが大変困難です。

おわりに

一番大切なことは、離婚はやむを得ないとしても、その際に親として子どもの福祉・利益に最大限心を配り、子のために(元)配偶者との葛藤を乗り越えることではないでしょうか。

借金にお悩みの方へ

消費者金融の商業が一日中テレビから流れています。そして、現在では、いとも簡単にお金が借りられるようになっています。しかし、返済出来なくなると厳しい取り立てがなされることになり、その結果、眠れなくなったり、自殺をすることを考えたりするなど精神的に追い込まれる人が後を絶ちません。しかしその前に…、返済が出来なくてお悩みの方、弁護士に一度相談してください。利息制限法という法律に基づいて借金の額を減額し、それ以上の利息を取っていた金融業者と交渉して、毎月返済出来る金額で契約を結

弁護士 菅井紀子

び直します。

何年も利息制限法で決められた利息以上の金額を金融業者に支払っていた人は払い過ぎになっている可能性もあります。その場合は、その分を取り戻す交渉もします。さらに、ヤミ金と言われている法外な利息を取る業者にも大勢の方が苦しめられています。しかし、このような法外な利息を取る業者に対しては、取りすぎた利息だけではなく、元本も含めて全額返還すべきだという判決が平成18年3月8日確定しました。みなさん、借金のこと一人で悩んでいないで、是非弁護士に相談してください。

賃貸借終了の際の原状回復義務

弁護士 渡 辺 隆

住 宅の賃貸借契約の原状回復義務に関して、昨年12月16日、極めて重要な最高裁判決が出されました。この判決は、新聞等で大々的に報道されているのでご存知の方も多いのではないかと思えます。

事 件は、賃貸人が建物の通常損耗の修繕費用を控除したうえで敷金を返還したため、同費用部分につき一部未返還であるとして賃借人が賃貸人に返還を求めたものです。裁判において、争点となったのは、主として①賃貸借契約終了の際、賃借建物の通常の使用に伴う生ずる損耗は、賃貸人、賃借人のいずれが負担すべきか、②①で賃貸人が負担とした場合、賃借人に不当な負担を負わせることとなり、合意自体が無効となるのではないかという点でした。そして、最高裁は、これらの争点につき次のように判断しました。

ま ず、①の争点ですが、「通常損耗に係る投下資本の減価の回収は、通常、減価償却費や修繕費等の必要経費分を賃料」として回収済みであるとして、「賃借人が賃貸借契約終了により負担する賃借物件の原状回復義務には、特約のない限り、通常損耗に係るものは含まれず、その補修費用は、賃貸人が負担すべきである」と判断しました。

そ のうえで、②の争点につき、賃借人に負担させる特約を設けること自体は、「契約自由の原則から認められる」としました。もっとも、賃借人保護の観点から、特約が有効となるためには、「少なくとも、賃借人が補修費用を負担することになる通常損耗の範囲が賃貸借契約書の条項自体に具体的に明記されているか、仮に賃貸借契約書では明らかでない場合には、賃貸人が口頭により説明し、賃借人がその旨を明確に認識し、それを合意の内容としたものと認められるなど、その旨の特約が明確に合意されていることが必要」があると判示しました（この事案では、いずれの要件も満たしていないとして、賃借人の敷金返還請求権が認められています）。

こ の判決の意義は、通常損耗の現状回復義務は原則として賃貸人が負うものであること、特約を結ぶこと自体は認めた上で、特約を有効にするための要件につき判示したことにあります。この判例は通常損耗の現状回復義務につき最高裁が初めて判断したものであり、先例として非常に価値が高いものです。今後、賃貸借契約を締結・更新したり、終了したりする際には、賃貸人、賃借人双方ともに、このような判断が司法によりなされていることを念頭において、トラブルが生じないように心がけていく必要性があります。

以上



多摩地区無料法律相談会開かれる《2006年3月4日実施》 弁護士 関戸 勉

3月4日(土)羽村市、小金井市、国立市、小平市の4か所で無料法律相談会が開かれました。この4市をはじめ各自治体には多大な協力をいただきありがとうございます。いずれの会場も予約で一杯となり、予定時

間まで相談が行われました。この日の相談の実績は羽村市23件、小金井市14件、国立市24件、小平市24件、合計85件でした。

(下表参照)

相談内容は多い順に、相続遺言、金銭、夫婦、土地建物、借地借家等でした。また、相談者はいずれの会場も同市内の相談者が多数を占めました。やはり身近な場所に相談場所があれば多数の方が相談に来ることが示されていると思います。これを参考に弁護士会は身近な相談センターの設置を目指して検討したいと思います。

地区別相談件数	羽村市	小金井市	国立市	小平市	合計
相談件数	23	14	24	24	85
内幹旋件数	0	0	0	0	0

情報媒体

市役所広報	22	7	17	18	64
市役所ポスター・チラシ		1	2	3	6
新聞の記事	1	4			5
知人の紹介		1	1		2
弁護士の紹介					0
裁判所		1			1
インターネット			3	2	5
その他			1	1	2
未記入					0

相談内容 ※複数該当有

(民事)					
金銭(クレサラ含む)	4		3	6	13
手形・小切手					
交通事故		1		1	2
各種損害賠償	4	1	2	2	9
契約不履行				2	2
夫婦	6		1	4	11
親子			3		3
相続・遺言	6	6	4	4	20
夫婦外男女関係		1			1
借地・借家	1		2	3	6
土地・建物	1	2	4	1	8
商事					
公害			1		1
医療過誤					
特許・意匠当					
税務					
行政			1	1	2
労働			2		2
海事					
渉外					
民事執行					
その他	1	1	1		3
(刑事)					
一般刑法犯		2			2
特別刑法犯					
交通事故					
少年					

地区別相談者住所	羽村市	小金井市	国立市	小平市	合計
昭島市					
あきる野市	1				1
稲城市					
青梅市	13	1			14
奥多摩町					
清瀬市				1	1
国立市			15		15
小金井市		5			5
国分寺市					
小平市			1	18	19
狛江市					
立川市	1		1	1	3
多摩市			1		1
調布市		1			1
西東京市		1			1
八王子市			1		1
羽村市	8				8
東久留米市		2			2
東村山市				1	1
東大和市				3	3
日野市			1		1
日の出町					
檜原村					
府中市		1	1		2
福生市			1		1
町田市					
瑞穂町					
三鷹市					
武蔵野市		1			1
武蔵村山市					
他府県		2	2		4

法律相談センターのご案内

東京三弁護士会多摩支部 <http://www.tama-b.com/>
法律相談をクリックしてください

立川法律相談センター

受付は電話予約制です

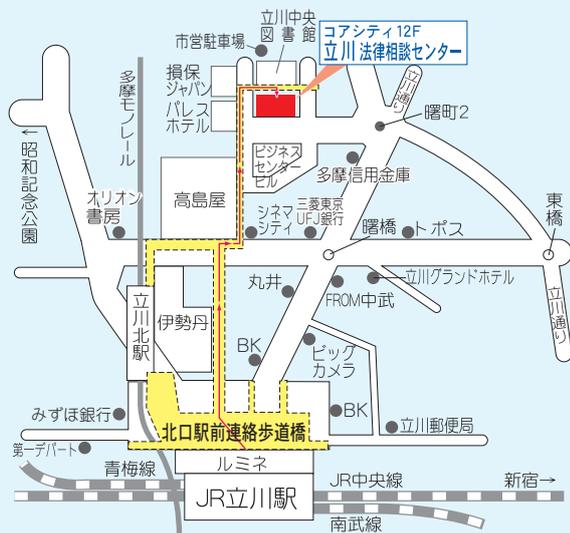
受付

月曜日～土曜日(祭日を除く)
午前9時30分～午後4時30分

相談日

月曜日～土曜日(祭日を除く)
午前10時～午後4時

*専門相談有り、詳しくは
お問い合わせ下さい



※JR立川駅北口より徒歩5分
※駐車場がありませんので車での
お越しはご遠慮下さい

立川法律相談センター

〒190-0012
東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川12F

042-548-7790

八王子法律相談センター

受付は電話予約制です

受付

月曜日～金曜日(祭日を除く)
午前9時30分～午後4時30分

相談日

月曜日～金曜日(祭日を除く)
午前10時～午後4時
第1・3土曜日 / 午前10時～12時

*専門相談有り、詳しくは
お問い合わせ下さい



※京王八王子駅西口より徒歩3分
※JR八王子駅北口より徒歩7分
※駐車場がありませんので車での
お越しはご遠慮下さい

八王子法律相談センター

〒192-0046
東京都八王子市明神町4-1-11 多摩弁護士会館

042-645-4540・9451